

恥はかき捨て⑥「モンマルトルの丘でバッグを盗まれた！！」
家族はショッピング。私はカフェで留守番。娘お気に入りの小さなバッグを預り、テーブルの上で保管。ジプシー風の女性が向かい席に座り、意味ありげに微笑んだ。何かの音に振り返った瞬間、女はバッグを握り、驚くほどの速さで人混みに消えた。被害は殆ど無かったが、娘は少しショックだったようだ。



～確定申告特集～

本年も確定申告の時期が参りました。所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告納税は令和5年3月15日(水)まで、消費税及び地方消費税の申告納税は令和5年3月31日(金)までです。ただし、振替納税の手続をしている場合には、所得税及び復興特別所得税の振替日は令和5年4月24日(月)、消費税及び地方消費税の振替日は令和5年4月27日(木)です。なお、納付が遅れると、延滞税がかかりますのでご注意ください。

<所得税>

※確定申告をする必要のある方

- 給与所得がある方のうち、
 - 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 - 給与を受けている方で、副業などの所得の金額の合計額が20万円を超えている方
 - 2か所以上から給与を受け取っていて、年末調整を行わない給与の収入額が20万円を超えている方
- 公的年金等に係る雑所得がある方のうち、
 - 公的年金等の収入金額が400万円を超える方
 - 公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円を超える方
- 他の所得(事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時所得、譲渡所得など)がある方
※ 税務署への申告が不要でも、市町村で申告手続きが必要な場合があります。

※確定申告(還付申告)をすれば源泉徴収をされた所得税等が戻る方

- 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- マイホームに特定の改修工事をしたとき
- 認定住宅の新築等をした場合(認定住宅新築等特別税額控除)
- 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- 多額の医療費を支出したとき
- 特定の寄附をしたとき(ふるさと納税のワンストップ特例を使われる方は除く)
- 上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税の選択をした上場株式等に係る配当所得等の金額から控除したいとき



令和4年分の所得税確定申告から以下の項目について追加・変更があります。

- 確定申告書の様式について、Aが廃止、Bに統一され1つの様式になります。
- 社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除の提出書類が電子データで提出可能となります。
- 住宅ローン控除の適用期限・借入限度額の見直しとして、下記6点の変更があります。
 - 適用期限を4年延長し、令和7年12月31日までに入居した人を対象とします。
 - 控除期間が原則10年間(特例は13年間)となっている新築住宅を対象とした控除期間が、原則13年間に延長(中古は10年間に据え置き)となります。
 - 控除率が1%から0.7%に変わります。
 - 適用対象者の所得要件が3,000万円以下から2,000万円以下に変わります。
 - 所得金額が1,000万円以下の場合、適用を受けることができる住宅の床面積が50㎡以上から40㎡以上まで緩和されます。
 - 借入限度額及び年間最大控除額が省エネ性能に応じて細分化されました。
- 居住用財産の買換え等に関する特例等の見直しとして、特例の適用期限を2年延長し、令和5年12月31日までとなります。
- 役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者に対する退職手当等(短期退職手当等)について、退職金額の計算方法が変わります。
- 少額減価償却資産の特例措置の適用期限が2年間延長となります。しかし、令和4年4月1日以後に取得した「貸付けの用に供した資産」は除外されます。

(大西)

ハラスメント問題への関心の高まり

令和4年4月から中小企業にもパワハラ防止法が施行され、どの企業でもパワハラ防止措置を講じることが求められるようになりました。

このような中、労働者のハラスメントへの意識の高まりもあり、企業は今まで以上に、ハラスメント問題に注意深く取り組むが必要になっています。

国際労働機関(ILO)の報告書(対象:121の国と地域の15歳以上の被雇用者約75,000人)によれば、約5人に1人が、身体的、心理的、性的な暴力やハラスメントを経験していることがわかりました。

令和元年6月にはILOで、「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する条約」が採択されています。条約は、ハラスメントを直接禁止したり、制裁したりする規定を求めており、現在の日本の法規定にさらなる手当てが必要なものとなっています。

今後は、**ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)**のためのハラスメント根絶という世界の潮流も踏まえて、ますますハラスメント問題への対策が重要となってくるでしょう。

(吉田)

2月の社会保険労務

2月28日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)
状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
じん肺健康管理実施状況報告(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

2月の税務

■2月1日から3月15日まで

1 前年分贈与税の申告

■2月10日

2 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■2月16日から3月15日まで

3 前年分所得税の確定申告

■2月28日

4 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

5 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

6 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

7 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

8 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

9 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

■2月中において市町村の条例で定める日

10 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

※ 税理士記念日… 2月23日

資産税係

名義株にご注意を！

法人の株主は、法人税申告書別表2「同族会社等の判定に関する明細書」の株主名・所有株式数で確認出来ます。名義株というのは、ここに記載されている株主名と実際の株主が異なる、というものです。名義株が生じる可能性として下記のケースが考えられます。

- ① 相続税の課税を回避する目的で、最初から株主名簿に記載される株主は子供などにしておき、実際の資金の払い込みや出資については親などが行う場合
- ② 平成2(1990)年商法改正前に株式会社を設立する際には7人以上の発起人が必要とされていたため、親族・友人・知人に株主として名前だけ借りて株主名簿に記載していた場合

このような名義株については、下記の問題が生じます。

- ① 相続税の問題
- ② 事業承継の問題
- ③ M&Aの問題
- ④ 時効取得の問題

自社の株主名簿をご覧になり名義株がないかご確認ください。

(坂田)

事業承継税制特例措置の適用期限が迫っています！！

後継者への円滑な事業承継を進めるには時間がかかります。

特に自社株式の評価額が高額になる場合には、予想以上の贈与税・相続税が発生してしまい、事業承継を進めることが困難になってしまうリスクがあります。

このようなケースに対処するために、時限的に非上場等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除制度(法人版事業承継税制)の特例措置が用意されていますが、その適用期限が迫っています。

「特例措置」は特例承継計画の提出が必須です。

法人版事業承継税制の特例措置は、従来の一般措置に比べて有利な制度となっていますが、この「特例措置」を使う場合には、特例承継計画の期限内の提出が必須です。

提出期限は令和6年3月31日まで。お早めの検討をお願いします。

ぜひ、このタイミングで法人版事業承継税制の適用が必要かどうかの再点検をしておきましょう！

(大下)

法務係

所有者不明土地の解消に向けての法改正①

令和3年4月21日に、「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(令和3年法律第25号)が成立しました。(令和3年4月28日公布)数回に分けてその中身を簡単に掲載したいと思います。

●土地・建物に特化した財産管理制度の創設(令和5年4月1日施行)

所有者が不明であったり、所有者による管理が適切にされていない土地・建物を対象に、個々の土地・建物の管理に特化した財産管理制度の創設

1. 所有者不明土地・建物の管理制度

調査を尽くしても所有者やその所在を知ることができない土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、**その土地・建物の管理を行う管理人(※)**を選任してもらうことができるようになる。

2. 管理不全状態にある土地・建物の管理制度

所有者による管理が不相当であることによって、他人の権利・法的利益が侵害され又はそのおそれがある土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、**その土地・建物の管理を行う管理人(※)**を選任してもらうことができるようになる。

※管理人には、事案に応じて、弁護士・司法書士・土地家屋調査士等のふさわしい者が選任される。

(田中)

会計制度

税効果会計⑧ STEP4 回収可能性の検討

認識された繰延税金資産は、その全てが資産計上されるわけではありません。資産計上の際には、繰延税金資産の回収可能性を検討し、ふるいにかける必要があります。

回収可能性の検討とは、将来の納税負担の減額効果の有無を検討することであり、以下の3つの判断基準があります。

①収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得

将来の課税所得が発生するためには、会社の将来の収益力、つまり通常の営業活動から利益をどれだけ獲得できるかがポイントになります。

②タックスプランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得

企業の通常の事業活動以外に、含み益のある資産等の売却等、それを実行することによって含み益を実現させる可能性の高い計画があることも、将来の課税所得の発生に影響を与える重要な要素となります。

③将来加算一時差異

将来減算一時差異の解消見込年度に、将来加算一時差異の解消が見込まれるかどうか、将来の課税所得の発生に重要な影響を与えます。

一時差異等の把握が完了し、法定実効税率の計算ができたところで、繰延税金資産及び繰延税金負債を認識します。各一時差異等に、算出された法定実効税率を乗じます。これらは、その金額だけ会計上と税務上の資産及び負債に解消されていないズレがあることを示しています。

繰延税金資産の回収可能性の判断は、每期行う必要があります。上記の3つの基準を検討し、税金負担額を軽減できる範囲で(回収可能性の額まで)繰延税金資産を計上します。この時生じる前期末残高との増減差額は、見直しを行った年度の損益計算書上の法人税等調整額に加減されます。ただし直接純資産の部に計上されている評価差額に係る繰延税金資産の修正差額は評価差額に加減して処理します。(孝志茜)

リスマネ委員会

一般的な法人事業保険（定期保険）のしくみII

定期的確認のチェックポイント

- ① 経営者の保障の必要性・十分性
- ② 経営者の健康状態
- ③ 後継者の有無
- ④ 解約払戻金の推移

※解約払戻金の経理処理

定期保険の場合、保険料が一定要件のもと損金算入されます。まとまった金額が損金計上・課税対象となることに問題がないか考慮が必要になります。



(さくらビジネス)

研修会のご案内

- I. 日 時 **令和5年2月15日(水)13時30分～16時00分**
- II. 場 所 **あわぎんホール(郷土文化会館)会議室6**
場所:徳島県徳島市藍場町2丁目14 TEL:088-622-8121
★駐車場:無(近隣のコインパークをご利用くださいませ。)
- III. 研修内容
- ①「労働・社会保険関係 改正のポイント」
さくら社会保険労務士法人 社会保険労務士 竹内 政代
13時30分～14時30分
- ②「令和5年度税制改正大綱のポイント」
さくら税理士法人 公認会計士・税理士 大寺 健司
14時40分～16時00分
- IV. 費 用 **無料** *事前のお申込をお願い致します。(定員80名)



当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っております。楽しい情報をお伝えできたらと思っておりますので、ぜひご覧いただければ幸いです。



WC→WBC

サッカーのワールドカップが終わり、私が応援していたアルゼンチンが優勝という素晴らしい(日本が優勝していれば最高でしたが)結末となりました。

その興奮さめやらぬうち、今度は3月にワールドベースボールクラシック(WBC)が行われます。日本は、サッカーに関してはどちらかと言えば挑戦者の立場でしたが、WBCでは優勝経験もある強豪国。是非とも優勝に向かって頑張っていただきたいと思います。

(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181

